

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	訂正発行登録書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2021年5月27日
<b>【会社名】</b>	サンデンホールディングス株式会社
<b>【英訳名】</b>	SANDEN HOLDINGS CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 社長執行役員 西 勝也
<b>【本店の所在の場所】</b>	群馬県伊勢崎市寿町20番地
<b>【電話番号】</b>	伊勢崎(0270)-24-1211
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 執行役員 財務経理本部長 秋間 透
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都千代田区外神田1丁目18番13号 秋葉原ダイビル10F
<b>【電話番号】</b>	東京(03)-5209-3341
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 執行役員 財務経理本部長 秋間 透
<b>【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【発行登録書の提出日】</b>	2021年3月1日
<b>【発行登録書の効力発生日】</b>	2021年3月17日
<b>【発行登録書の有効期限】</b>	2022年3月16日
<b>【発行登録番号】</b>	3 - 関東 1
<b>【発行予定額又は発行残高の上限】</b>	発行予定額21,408,512,000円
<b>【発行可能額】</b>	21,408,512,000円
<b>【効力停止期間】</b>	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2021年5月27日(提出日)であります。
<b>【提出理由】</b>	2021年3月1日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」及び「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件」の記載について変更があったため、また、2021年5月27日に関東財務局長に提出した臨時報告書を当該発行登録書の参照書類とするため、訂正発行登録書を提出するものであります。 また、2021年5月27日に定款変更が生じたことに伴い、2021年3月1日に提出した発行登録書に添付されている定款に変更があったため、変更後の定款を添付書類として追加するものであります。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	83,627,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 2021年3月1日開催の取締役会決議によります。  
 本発行登録書の対象とした募集に係る普通株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出、2021年5月27日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において( )発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更を行うこと(以下「本定款変更」といいます。)及び( )本第三者割当増資に係る各議案の承認が得られること並びに、当社及び一部の当社子会社(以下、総称して「当社ら」といいます。)に係る産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「本事業再生ADR手続」といいます。)に基づく2021年5月7日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の再続会において、当社らが策定する事業再生計画案(以下「本事業再生計画案」といいます。)が本事業再生ADR手続の全対象債権者(以下「本対象債権者」といいます。)の合意により成立することを条件としております。なお、本事業再生計画案については、2021年5月7日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の再続会において、本対象債権者の合意により成立しました。

<後略>

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	83,627,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 2021年3月1日開催の取締役会決議によります。  
 本発行登録書の対象とした募集に係る普通株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出、2021年5月27日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において( )発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更を行うこと(以下「本定款変更」といいます。)及び( )本第三者割当増資に係る各議案の承認が得られること並びに、当社及び一部の当社子会社(以下、総称して「当社ら」といいます。)に係る産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「本事業再生ADR手続」といいます。)に基づく2021年5月7日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の再続会において、当社らが策定する事業再生計画案(以下「本事業再生計画案」といいます。)が本事業再生ADR手続の全対象債権者(以下「本対象債権者」といいます。)の合意により成立することを条件としております。なお、本事業再生計画案については、2021年5月7日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の再続会において、本対象債権者の合意により成立しており、また、本臨時株主総会において上記( )及び( )の各議案の承認を得ております。

<後略>

2 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
256	128	100株	2021年5月10日(月)から 2021年12月31日(金)まで		2021年5月10日(月)から 2021年12月31日(金)まで

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

- 3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期間中に後記払込取扱場所へ発行価格(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。
- 4 申込期間中に、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなことをとります。
- 5 本第三者割当増資は、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出、本臨時株主総会において( )本定款変更及び( )本第三者割当増資に係る各議案の承認が得られること並びに、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議の再続会において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としております。なお、本事業再生計画案については、2021年5月7日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の再続会において、本対象債権者の合意により成立しました。

< 後略 >

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
256	128	100株	2021年5月10日(月)から 2021年12月31日(金)まで		2021年5月10日(月)から 2021年12月31日(金)まで

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
  - 3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期間中に後記払込取扱場所へ発行価格(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。
  - 4 申込期間中に、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなことをとります。
  - 5 本第三者割当増資は、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出、本臨時株主総会において( )本定款変更及び( )本第三者割当増資に係る各議案の承認が得られること並びに、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議の再続会において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としております。なお、本事業再生計画案については、2021年5月7日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の再続会において、本対象債権者の合意により成立しており、また、本臨時株主総会において上記( )及び( )の各議案の承認を得ております。

< 後略 >

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

< 前略 >

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月3日に関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年8月6日に関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月10日に関東財務局長に提出

## 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月14日に関東財務局長に提出

## 7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月2日に関東財務局長に提出

(訂正後)

< 前略 >

## 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月3日に関東財務局長に提出

## 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年8月6日に関東財務局長に提出

## 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月10日に関東財務局長に提出

## 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月14日に関東財務局長に提出

## 7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年5月27日に関東財務局長に提出

## 8 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月2日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本訂正発行登録書提出日現在においても変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載さ

れた「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降本訂正発行登録書提出日(2021年5月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本訂正発行登録書提出日現在においても変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。